

令和7年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

令和7年5月7日(水)開催

仙北市農業委員会

令和7年第6回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月7日(水) 午前9時から
2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎2階(201.202 会議室)
3. 出席委員(17名)

1番 齋藤 瑠璃子	2番 小田嶋 比左子
3番 藤村 紀章	4番 高橋 健
5番 千葉 智永	6番 佐藤 一也
7番 鈴木 八寿男	9番 藤川 健栄
10番 小玉 均	11番 青柳 良信
12番 佐藤 孝典	13番 大石 知
14番 門脇 富士美	15番 草薨 良孝
16番 高橋 政敏	17番 藤村 隆清
4. 欠席委員(1名)

8番 荒木田 浩生

5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
 - 第4 会務諸報告
 - 第5 議事
 - (1)議案第16号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第17号
農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について
 - (3)その他
 - 第6 閉会
6. 事務局職員

局 長 佐々木 信介	参 事 小木田 満洋
主 任 高橋 亜弓	主 事 芳賀 元気
7. 書記

主 任 高橋 亜弓

8. 議事録署名員 3番 藤村 紀章 4番 高橋 健

9. 会議の概要

会 長 ただいまから、第6回仙北市農業委員会総会を開催いたします。

会 長 《会長挨拶》

議 長 本日の総会への出席委員は、16名、欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。(午前9時)

議 長 次に、日程3の議事録署名員並びに会議書記を、こちらから指名してよろしいでしょうか。

 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それではこちらから、議事録署名員並びに会議書記を指名いたします。議事録署名員には、3番藤村紀章委員、4番高橋健委員の両委員を指名いたします。会議書記には、高橋主任を指名いたします。

議 長 本日の会議の日程につきましては、議事日程表により進行いたします。ご異議ございませんか。

 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それでは、日程4会務諸報告をお願いします。

佐々木局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、報告事項ですので質問事項はご容赦願います。(午前9時5分)

議 長 それでは、議事に入ります。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち整理番号2番を上程いたします。利害関係者として私が退席します。議長を13番大石代理をお願いします。

 《藤村会長退席》

大石代理 暫時議長を務めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

小木田参事 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番を説明いたします。

 整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇です。申請事由は農業廃止、所有者の要望により受贈となります。説明は以上です。

臨 時 議 長 説明が終わりました。現地確認報告を14番門脇富士美委員をお願いします。

14 番 門 脇 《3条調書に基づき現地確認報告》

臨 時 議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

 「なし」の声あり

臨 時 議 長 ないようですので、整理番号2番について、許可することにご異議ございませんか。

 「異議なし」の声あり

臨 時 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番については、許可することに決定いたします。利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

 《藤村会長復席》

議 長 次に、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち整理番号5番から8番を上程いたします。利害関係者の退席を求めます。5番千葉委員。

 《5番千葉委員退席》

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

小木田参事 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号5番から8番を説明いたします。

 整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

 整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

 整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

 整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手

方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を事務局からお願いします。

小木田参事 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号5番から8番について、許可することにご異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許
可申請についてのうち、整理番号5番から8番については、許可することに決
定いたします。利害関係者の復席を求めます。

《5番千葉委員復席》

議 長 次に、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち
整理番号11番を上程いたします。利害関係者の退席を求めます。4番高橋健
委員。

《4番高橋委員退席》

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

小木田参事 整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇
筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇
地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手
方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり米〇〇
俵、年額米〇〇俵となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を13番大石委員お願いします。

13番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号11番について、許可することにご異議ござい
ませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許
可申請についてのうち、整理番号11番については、許可することに決定いた
します。利害関係者の復席を求めます。

《4番高橋委員復席》

次に、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち
整理番号2番及び5番から8番、11番を除き一括して上程いたします。事務局
より説明をお願いします。

小木田参事 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、面積〇
〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は角
館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分、家庭菜園に利用、とな
ります。贈与の案件です。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇
〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は西
木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農業廃止、所有者の要望により受
贈となります。贈与の案件です。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇
筆、合計面積〇〇㎡、その他使用収益権の新規案件になります。貸付人は〇
〇、借受人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由はその他使用収益権の設
定、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、総額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇
〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は
田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大
となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇
〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さ
ん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農業廃止、経営規
模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円とな
ります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇
筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は角館町〇〇
地区の〇〇さん、借受人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農業廃
止、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇
〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇
筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は西木町〇〇
の〇〇さん、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の
要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額
〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額で米〇〇俵となります。

整理番号16番については更新案件ですので説明を省略します。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いいたします。整理番号1番及び12番について、15番草薨良孝委員お願いします。

15 番 草 薨
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号3番について、14番門脇富士美委員お願いします。

14 番 門 脇
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号4番について、16番高橋政敏委員お願いします。

16 番 高 橋
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号9番について、事務局からお願いします。

小 木 田 参 事
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号10番について、4番高橋健委員お願いします。

4 番 高 橋
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号13番について、10番小玉委員お願いします。

10 番 小 玉
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号14番について、1番齋藤委員お願いします。

1 番 齋 藤
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号15番について、6番佐藤一也委員お願いします。

6 番 佐 藤
議 長 《3条調書に基づき現地確認報告》
整理番号16番につきましては、更新案件ですので現地確認報告を省略します。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号2番及び5番から8番、11番を除き、一括して許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番及び5番から8番、11番を除き、一括して許可することに決定いたします。(午前9時31分)

議 長 次に議案第17号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番を上程します。利害関係者として私が退席します。議長を13番大石代理にお願いします。

《藤村会長退席》

13 番 大 石
小 木 田 参 事 暫時議長を務めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇です。期間は〇〇、10a 当たりの金額は〇〇円、年額は〇〇円です。説明は以上です。

臨 時 議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。4番高橋健委員。

4 番 高 橋
臨 時 議 長 《現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

臨 時 議 長 ないようですので、整理番号5番については、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

臨 時 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第17号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番については、原案のとおり決定し答申することとします。利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《藤村会長復席》

議 長 次に議案第17号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番を除き一括して上程いたします。事務局より説明をお願いします。

小 木 田 参 事 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的は田、売買価格は〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は〇〇、貸借権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、年額は〇〇円になります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定す

る者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者が〇〇の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者が田沢湖〇〇地区の〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額は〇〇円です。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積が〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間です。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定

する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間です。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間です。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間です。

整理番号14番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号15番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号16番と17番については、再設定案件ですので説明を省略します。説明は以上です。

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議 | 長 | 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び2番、6番から13番について15番草薨良孝委員お願いします。 |
| 15番 | 草 薨 | 《現地確認報告》 |
| 議 | 長 | 次に、整理番号3番について、事務局からお願いします。 |
| 小木田 | 参事 | 《現地確認報告》 |
| 議 | 長 | 次に、整理番号4番について、3番藤村紀章委員お願いします。 |
| 3番 | 藤 村 | 《現地確認報告》 |
| 議 | 長 | 次に、整理番号11番について、10番小玉委員お願いします。 |
| 10番 | 小 玉 | 《現地確認報告》 |
| 議 | 長 | 次に、整理番号14番について、1番齋藤委員お願いします。 |
| 1番 | 齋 藤 | 《現地確認報告》 |
| 議 | 長 | 次に、整理番号15番について、6番佐藤一也委員お願いします。 |

6 番 佐 藤 《現地確認報告》
議 長 整理番号16番と17番については、再設定案件ですので現地確認報告は省略させていただきます。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり
議 長 ないようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。よって議案第17号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番を除き、一括して原案のとおり決定し答申することとします。(午前9時50分)

議 長 これで、予定議案審議が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

佐々木局長 協議事項
令和8年度農林関係税制改正の要望事項について
連絡事項
今後の日程
*5月23日(金) 農用地利用調整会議 午前9時から
農政専門委員会 調整会議終了後
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)
*6月6日(金) 第7回農業委員会総会 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)
*11月1日(土) 秋田県農業委員会大会(種苗交換会)

湯沢市

議 長 これで、令和7年第6回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。(午前10時00分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和7年5月7日

議 長

署 名 員 3 番

署 名 員 4 番